

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第75回）議事録

1 日時 令和6年9月20日（金）15：00～15：36

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、浅川 秀之、
荒牧 知子、江崎 浩、高橋 利枝（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

藤井 威生（以上1名）

（3）総務省

＜総合通信基盤局＞

湯本 博信（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

大村 真一（電気通信事業部長）、

飯村 博之（事業政策課長）、

渡部 祐太（事業政策課市場評価企画官）、

小杉 裕二（事業政策課課長補佐）、

五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）、

平松 寛代（電気通信技術システム課番号企画室長）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申案件

「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和6年5月2日付け諮問第1238号】

（2）議決案件

「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和 6 年 5 月 2 日付け諮問第 1238 号】

(3) 報告案件

NTT 東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況（令和 5 年度）について

開 会

○森川部会長　それでは、皆様、こんにちは。ただいまから情報通信審議会第75回電気通信事業政策部会を開催いたします。いつもお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日もウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現時点で委員8名中5名の皆様方に御出席いただいております。そのため、定足数は満たしております。

オンラインでの会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言をお願いできればと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思いますが、本日の議題は、答申案件が1件、議決案件が1件、そして、報告案件が1件になります。

(1) 答申案件

「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和6年5月2日付け諮問第1238号】

○森川部会長　それでは、初めに、まず令和6年5月2日付の諮問第1238号「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方について」、審議をお願いできればと思います。

藤井主査代理及び電気通信番号政策委員会事務局から御説明をお願いします。よろしく願いいたします。

○藤井主査代理　電気通信番号政策委員会主査代理の藤井でございます。今日は、主査の相田専門委員が都合がつかないということで、代理で報告をさせていただきたいと思っております。

諮問第1238号、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方、一次答申（案）に寄せられた御意見と、それらに対する考え方について、電気通信番号政策委員会における検討結果を御報告いたします。

本件は、本年の7月19日の本部会での御審議を踏まえ、7月20日から8月26日までの間、意見募集が行われました。その結果、法人から1件、個人から5件の意見の提出がございました。これらの御意見につきまして、9月12日に電気通信番号政策委員会を開催し、委員会としての考え方を整理いたしました。その結果については、資料75-1-1にお示ししております。また、寄せられた御意見を踏まえて、資料75-1-2のとおり、一次答申（案）に一部追記いたしているところでございます。詳細につきましては、電気通信番号政策委員会の事務局から御説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○平松番号企画室長 事務局の平松でございます。まず、資料75-1-1に基づきまして御説明させていただきます。こちらはパブリックコメントの結果の御意見と、事務局の考え方について記載させていただいてございます。

2ページ目を御覧いただきまして、まず事業者間における網間信号接続の在り方について、御意見を2ついただいております。こちらについては、着信課金機能の0120/0800について、今回、番号ポータビリティを義務化することになってございますが、こちらについて賛同の御意見をお二人からいただいております。

続きまして、3ページ目、こちらは固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について、御意見を3点いただいております。いずれにしても、今回、双方向の番号ポータビリティが、固定電話番号について始まることについて御賛同の御意見をいただいております。このうち、意見3、意見4の2者の方から、固定電話番号の双方向番号ポータビリティが始まることの周知について御意見をいただいております。具体的には、意見3では、なお書き以下でございますが、意見4についても案内があってもいいという言葉でございますけれども、こういった固定電話番号で双方向の番号ポータビリティが始まることについて、そもそも周知したほうがいいのかということですか、この番号ポータビリティについても例外のようなものもございまして、そういったことを丁寧に消費者に分かりやすく説明することが重要という御意見を頂戴しております。

一次答申（案）については、資料75-1-2でございますけれども、私どもといたしましてもこういった周知についてはきちんとしていくということはもちろん考えておりましたが、改めて見直してみますと、そういったことを明示的に書いていなかったと思っております。今回、パブリックコメントの御意見をいただきまして、今、表示

させていただいております、なお書きのところを追記してはどうかと思っております。具体的には、「固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティの開始については、その実施の例外や、ガイドラインでの内容を含め、総務省及び関係事業者が利用者に対して適切に周知することが望まれる」ということを追記させていただきたいと思っております。

こちらで問題がなければ、パブリックコメントの考え方としまして御意見を踏まえまして、一次答申（案）には追記いたしましたという回答ぶりにさせていただきたいと思っております。

4ページ目ですけれども、その他ということで、様々な御意見を頂戴いたしまして、基本的には賛同しますという御意見をいただいております。

あと、携帯電話番号のポータビリティについて御意見ございまして、番号ポータビリティそのものは、事業者さんに経済的な負担がかかるということと、消費者のニーズのバランスを踏まえて義務づけを行っているところでございますが、現在、ニーズがあまりないということもありまして、データ通信専用プランだけを提供しているような場合については、番号ポータビリティの義務づけというのはかかっていないところでございます。それについてできないかというような御意見いただいております、今回は御意見として承るという回答にさせていただいているところでございます。

事務局からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○森川部会長 藤井主査代理、平松番号企画室長、ありがとうございます。

それでは、皆様方、ただいまいただきました御説明につきまして、御意見あるいは御質問等ございましたら、チャットでお知らせいただけますか。いかがですか。よろしいですか。特にございませんか。

今回、個人の方からしっかりとこのような形で前向きなコメントいただけたこと、とてもありがたいなと個人的には思いました。

皆様方、お気づきの点等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。現在、定足数も満たしておりますので、ただいまいただいた御説明を了承し、資料75-1-1の意見募集結果に対する本部会の考え方を公表するとともに、あと、資料75-1-2の一次答申（案）について、資料75-1-5の答申書（案）のとおり、答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。御異議等ございましたらチャットでお知らせください。

(「異議なし」の声あり)

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料75-1-5の答申書(案)のとおり答申することといたします。ありがとうございます。

それでは、ただいまの答申につきまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明をいただけるとのことですので、お願いできますでしょうか。

○大村電気通信事業部長 電気通信事業部長の大村です。森川部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方につきまして、本日、一次答申をいただき、ありがとうございました。今後、公衆交換電話網のIP網への移行、これに伴いまして、固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティ、いわゆる双方向番号ポータビリティですが、これが開始される見込みとなっております。総務省といたしましては、本日いただきました一次答申に基づきまして、所要の制度整備、ガイドラインの策定など速やかに進めてまいりたいと考えてございます。改めまして、委員の皆様方の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも情報通信行政の推進にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○森川部会長 ありがとうございました。

(2) 議決案件

「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和6年5月2日付諮問第1238号】

○森川部会長 それでは、続きまして、議決案件に移ります。

引き続き、令和6年5月2日付諮問第1238号「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」についての審議となります。

改めまして、藤井主査代理及び電気通信番号政策委員会事務局の平松番号企画室長から御説明を、お願いできますか。よろしくお願いいたします。

○藤井主査代理 度々ですが、電気通信番号政策委員会主査代理の藤井でございます。それでは、諮問第1238号「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」

における3つの検討課題のうち、電気通信番号の犯罪利用への対策につきまして、電気通信番号政策委員会における検討結果を報告させていただきます。

本件は、本年5月2日の本部会で、電気通信番号政策委員会において調査検討を進めることとされていたものです。電気通信番号政策委員会の下に、電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループを設置し、同年6月から9月まで検討を行ってまいりました。関係事業者へのヒアリングや論点整理を踏まえ、今般、資料75-2-1のとおり、最終報告書を取りまとめました。最終報告書の構成について御説明させていただければと思います。

表紙の次のページにございます目次を御覧ください。第1章、「はじめに」として、検討開始に至った経緯や本報告書における検討の対象について記載しております。

続いて、第2章の電気通信番号の犯罪利用に対する対策として、電気通信番号の犯罪利用の動向などの検討の背景、関係者ヒアリングを通じた対策の検討、電気通信番号制度の見直し等の対策の方向性、今後の対応という構成で、電気通信番号政策委員会としての考え方を整理いたしました。本報告書の詳細につきましては、電気通信番号政策委員会の事務局から御説明をお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○平松番号企画室長 事務局の平松でございます。私から資料75-2-2に基づきまして、御説明させていただきます。

まず1ページ目、2ページ目でございますが、こちらは今回の犯罪利用対策については、諮問事項の3番目であるということをお示ししてございます。

続いて、3ページ目以降、こちらの検討の背景について御説明させていただきたいと思っております。電気通信番号の犯罪利用につきましては、従来からいろいろな形で行われておりました。平成16年からは、匿名のプリペイド携帯電話番号を使ったような犯罪が非常に横行いたしまして、その後、固定電話番号を使った転送電話ですとか、050IPアプリの番号を使った番号という形で、いろいろな番号がいろいろな形で犯罪に利用されてございまして、今でも深刻な状況が続いているところでございます。

次のページですが、それに加えまして、最近では、次のような状況が起きてございます。今の番号制度は、令和元年に創設された制度でございますけれども、この制度上では、電気通信番号を使う電気通信事業者は、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を全て受けなければならないということになってございます。最近では、このような認定を受けた電気通信事業者が特殊詐欺に関与しているということで、幫助罪で逮捕、起

訴されて判決に至っているという例が非常に増えているところでございます。

6 ページ目でございますが、これまでは言うまでもなく、番号というのは I T U により桁数が定められてございまして、有限な資源でございます。番号が犯罪に使われ、先ほどの例のように、起訴されて、実刑を受けるということになりますと、基本的に事業自体は、廃止はしていなくても休止状態になってくる。また、番号が犯罪に使われているということが分かると、事業者のほうでもすぐに新しいユーザーにその番号を割り振るということではなく、一定期間プールするということがございまして、そういう意味では、番号が死蔵されているという状況がございまして、このように番号が犯罪に利用されている状況は非常に問題であると認識しているところでございます。

そこで、総務省としても検討を始めるということになりまして、7 ページ目でございますが、今、番号の有限資源性を踏まえて電気通信事業法上でも電気通信番号制度というのが設けられてございますが、それを見直す方向で、番号政策委員会では検討を進めてまいりました。

8 ページ目でございますけれども、従来からこのような特殊詐欺のような取組については、何もしていなかったわけではないですが、これまではどちらかというと事業者と利用者の間のレイヤーに着目して、犯罪収益移転防止法ですとか、携帯電話不正利用防止法によりまして、事業者を利用者の本人確認を義務づけるというような側面が大きかったのかなと思ってございます。

ただ、先ほど御説明したとおり、具体的に番号の流れというものはこの左の図にお示ししているとおりですけれども、総務大臣から事業者には番号の指定、計画の認定をした後で、その事業者から次の事業者へ卸提供というものが行われています。この卸提供が行われている中で、実際に特殊詐欺に関与されている事例が非常に多くなってございまして、そういう意味では、上の総務大臣から事業者へ認定するレイヤーの部分で新しい取組をするということが番号の適正な管理にもなりますし、それが特殊詐欺の犯罪対策としても有効であると考えているところでございます。

10 ページ目以降が、まずは現行の電気通信番号制度についてお示ししているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、今の現行制度は、令和元年にできているものでございまして、番号を利用する電気通信役務の提供を行う全ての電気通信事業者は、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受けることが必要となっております。この認定の審査については、欠格事由に該当しているかどうか、また、認定基準上、

問題ないかどうかというところを確認して進められてございます。現在の欠格事由は、こちらの法律上の第50条の3にお示ししているとおりでございまして、基本的に電気通信事業法、電気通信関連の法律に違反しているような事業者というものが規定されているところでございます。ですので、特殊詐欺に関与して逮捕、起訴されても、現行の欠格事由には該当してこないということが今の現行制度の状況でございます。

12ページ以降は現行制度の御説明になりますので、割愛させていただきます。

18ページ目以降、具体的に関係者のヒアリングでございます。警察庁には、まず特殊詐欺の実態についてヒアリングさせていただいておりまして、やはり非常に特殊詐欺については深刻な状態が続いていると。また、実際に、総務大臣から認定を受けた事業者が起訴されて、実刑を受けたとしても、会社自体が解散されることはあまり例がないので、そういった会社が社名を変えるなどして活動を再開することが懸念されるので、制度上、こういった人たちを排除することが必要であるという御意見がございました。また、最近では、他人の名義、闇バイトなどで他人の名義を使ってもいいよというようなやり取りが横行してございまして、そういった他人の名義を使用して、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が出ていますので、そういった事業者に大量の番号が販売されないような仕組みが望まれるという御意見もございました。

続いて、次のページでございますが、消費者の方からの御意見として、主婦連合会の方からもヒアリングさせていただきました。主婦連合会の方からも、制度整備が必要である。認定を迅速に取り消し、このような人たちについて再認定が容易に行われないような制度を整備することが必要である。また、最後のポツですが、卸提供を含めて番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないかという御意見を頂戴いたしました。

また、事業者、事業者団体からもヒアリングをさせていただきまして、事業者からは、犯罪対策として幾つかの取組をしているという御紹介がございましたが、具体的な内容及びその理由についてはばらつきがございました。また、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）と、次のページの22ページですが、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）にもヒアリングさせていただきまして、独自の取組などについて御紹介をいただいたところでございます。こういったヒアリングや意見交換などを踏まえまして、24ページでございますが、対策の方向性として、やはり電気通信事業法に基づく番号制度について見直しが必要であり、具体的には認定基準や欠格事由につ

いての見直しが必要ではないか。また、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者の認定を行わないための制度上の仕組みが求められる。また、番号の提供元事業者が提供を行う際に対策を講じることが有効ではないかという御意見がございまして、主に4点、欠格事由、事業者の取組、認定基準、認定の取消事由について、対策について検討していたところでございます。

まず26ページ目の欠格事由の見直しでございますが、こちらについては、特殊詐欺に関与したものを排除するということで、特殊詐欺について実刑を受けた方については、欠格事由を設けることが適切だろうという結論になってございます。ただ、特殊詐欺というのは、これは法律用語ではなく、具体的には刑法上の窃盗犯、詐欺犯、電子計算機使用詐欺犯になってございますので、この3つの刑法犯について欠格事由に追加するという見直しについて結論が得られたところでございました。

続いて、30ページ目の事業者の取組のところでございます。先ほど申し上げましたとおり、この特殊詐欺の関与については、卸提供をしているときに非常によろしくない事業者が電気通信番号が流通している状況がございまして、こういった卸提供する際に何らかの規律を設けることができないかというような議論になったところでございます。ただ、規律を入れるとしても、番号の種別というものは多くございますので、それ全てについて義務づけるというのは非常に過度になってくるので、エビデンスがある固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号を対象に義務づけることが適當ではないかという結論に至っているところでございます。

また、具体的な規律、事業者についての義務づけについて31ページ目以降、示してございますけれども、事業者からのヒアリングを踏まえまして、いろいろな対策について検討してまいりましたが、結論といたしましては、取組の効果と社会的な影響を踏まえまして、卸提供先が電気通信番号使用計画の認定をきちんと取っているのかどうかということを確認することが1つ目。2つ目については、卸先事業者の事業実績などを踏まえて、一気にたくさんの大量の番号が提供されないように制限を設けることの2つにつきまして、義務づけを設けるというような結論に至ったところでございます。

特に33ページ目の番号の提供数の制限でございまして、あまり制限を過度にすると、善良な事業者にとって過度な規制になってくるという御意見もございまして、結論として、例外規定を設ける方向になってございます。この例外規定については、今後、総務省において、電気通信番号の特殊詐欺の悪用の実態ですとか、関係事業者から

の意見を踏まえながら総合的に判断して、検討を進めていくことが適当であるという結論になっているところでございます。

続きまして、38ページ目の認定基準の見直しでございます。認定基準の見直しについては、今回、番号の卸提供をする際の新しい義務づけが入りますので、この義務づけがきちんとなされるかどうかというところを認定基準に追加することが適当という結論になっているところでございます。

最後、40ページ目ですけども、認定の取消事由の見直しでございます。現行上、認定の取消しについては、電気通信事業法上の第50条の9について規定されてございますが、この中に欠格事由に該当している場合も既に規定してございます。今回、欠格事由に先ほど刑法犯に該当した人というものが入ってございますので、自動的に認定の取消事由にも追加されることになります。ですので、この状況についてひとまずは当面見ていけばいいのではないかと内容になっているところでございます。

最後、42ページ目が、今後の対応のまとめでございますけれども、今申し上げた具体的な見直しについて着実に進めていくことが必要であるということ、進めていくに当たっては、関係事業者等と連携の上、電気通信事業の発展と電気通信番号の有限資源性のバランスを図りながら着実に進めていくことが重要であるという結論になってございます。その上で、見直しについてはきちんと評価測定した上で、必要があれば、さらなる対策を講じていくことが必要として、結論とさせていただいているところでございます。

事務局からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○森川部会長 藤井主査代理、平松番号企画室長、ありがとうございました。

それでは、皆様方、ただいまいただきました御説明につきまして、何か御意見あるいは御質問等ございましたら、チャットでお知らせいただけますか。いかがですか。特に御意見等ございませんか。

ありがとうございます。しっかりと御検討いただいたということが十分分かりました。本当にありがとうございます。

それでは、皆様方から特に御異議等ないようでしたら、定足数も今、満たしておりますので、ただいま御説明いただきました内容に関しまして了承することといたしまして、資料の75-2-1、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方の最終報告書を本部会の最終答申（案）として、その最終答申（案）につきまして、広く国民の皆

様から意見を募集する、パブコメすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
御異議がある場合にはチャット等でお知らせください。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、こちらの案について意見募集したい
と思います。意見募集の期間とか、あと、手続などにつきましては、事務局に一任する
こととしたいと思います。

それでは、藤井主査代理、平松番号企画室長、ありがとうございました。

○平松番号企画室長 どうもありがとうございました。

○藤井主査代理 ありがとうございました。

○森川部会長 ありがとうございます。

（３）報告案件

ＮＴＴ東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況（令和５年度）について

○森川部会長 それでは、最後に報告案件になります。ＮＴＴ東日本・西日本における
光回線の卸売サービスの提供状況（令和５年度）につきまして、総務省から御説明をお
願いいいたします。

御注意いただきたいことは、資料７５－３におきまして、一部、事業者の経営上の秘
密に関する事項が含まれることから、委員限りとなっておりますので、御発言の際は御
配慮をお願いできればと思います。

それでは、御説明お願いできますか。

○小杉事業政策課長補佐 では、報告案件としまして、ＮＴＴ東日本・西日本における
光回線の卸売サービスの提供状況（令和５年度）について御報告させていただきます。
こちらは、毎年６月末にＮＴＴ東西から総務省に報告があったものを、この時期に、電
気通信事業政策部会に報告しているものとなります。

１ページ目でございます。ＮＴＴ東西の光回線の卸売サービスは、平成２７年２月に
提供が開始されたものでして、これに併せて総務省は、サービス卸の適正性や公平性を
確保するために、サービス卸ガイドラインを策定しておりまして、事業年度終了後、速
やかにＮＴＴ東西から状況を報告いただくことを定めているものでございます。また、

平成27年5月には改正電気通信事業法が成立しまして、卸電気通信役務の事後届出制が導入され、卸契約の内容についても届出がされているものでございます。総務省としましては、これら報告や届出を踏まえて、検証した上で、平成27年以降、毎年、電気通信事業政策部会に報告しているものでございます。

2ページ目です。こちらは確認の結果となりますが、総務省において、N T T東西からの届出・報告等により、料金その他提供条件について、適正性と公平性の観点から確認を行ったところ、これは昨年と同様となりますが、電気通信事業法上問題となるような事実は確認されなかったところでございます。

具体的な観点を2つ挙げておりますが、1つ目が、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応の適正性であり、確認結果としましては、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実は確認されませんでした。また、電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画に基づく検証を行ったところ、現時点では、明確に事業法上問題となる行為が行われている事実は確認されなかったものでございます。

具体的な結果については、17ページ、18ページに記載しております。

もう一つの観点が、こちらは事業法に基づく届出内容により確認した各卸先事業者に対する取扱いの公平性でございます。こちらは届出があった契約内容、契約そのものについて、総務省において事業者間の差異を確認したところ、公平性の観点から電気通信事業法上問題となるような事実は確認されなかったものでございます。

3ページ目です。こちら去年も御報告いたしましたが、事業者変更の提供状況についてでございます。こちらは令和元年7月1日から、電話番号などをそのまま継続して事業者変更ができるよう運用を開始したものでして、これは利用者にメリットとなる取組ですから、その状況を毎年報告しているものでございます。令和5年度の事業者変更の実施件数、具体的な数字は委員限りとしておりますが、令和4年度と比べて、事業者変更が増えている状況でございます。

4ページ目は、最近の制度改正の御紹介ですが、この1年間は特に変更がございませんでしたので、説明は省略いたします。

具体的な検証の結果は以上となりますが、参考として、市場の概況について少し御説明いたします。8ページ目です。こちらはF T T Hの市場の状況でございますが、F T T Hの契約全体で、4,000万であり、毎年増えておりますが、F T T Hの卸契約の

割合は53.3%、昨年度比プラス0.3ポイントと、割合が伸びているところでございます。卸契約全体における割合ですと、NTT東西が79.5%、KDDIグループが9.1%などとなっているところでございます。

10ページ目です。こちらは、NTT東西の中でどのくらい卸の割合が占めているかでございます。NTT東西のFTH契約におけるサービス卸の割合は72.7%であり、年々増えているところでございます。昨年度より1.4ポイント増えておりまして、サービス卸の割合が増えている状況にございます。ほかにも幾つかデータを載せていますけど、後ほど御参照いただければと思います。

17ページ、18ページが、先ほど申し上げましたサービス卸ガイドラインで確認した項目でございます。18ページのとおり、複数の項目について総務省で検証したところでございます。また、19ページ、20ページは、契約内容の確認を行った結果でございます。具体的な契約内容、委員限りとなっておりますが、20ページに記載しておりますとおり、具体的な中身まで確認して、差異がないことを確認したところでございます。

本年度の報告は以上となりますが、これまでNTT東西の光サービス卸について、毎年、この時期に電気通信事業政策部会に御報告してきたところでございます。今現在、この電気通信事業政策部会の下で通信政策特別委員会では、NTTに対する公正競争条件の検証の在り方について議論しているところでございます。したがって、来年以降は、この通信政策特別委員会での議論の結果を踏まえまして、新しい枠組みの中で検証を行うことも含めて、より適切な検証を行っていきたいと考えております。

報告は以上となります。

○森川部会長　小杉課長補佐、ありがとうございます。

それでは、皆様方から、ただいまいただきました御説明に対して、何か御意見、御質問等ございましたらお知らせいただけますか。お気づきの点等ございましたら、チャットでお知らせいただければと思います。

小杉課長補佐から最後にお話ありましたが、本件を電気通信事業政策部会に報告いただくのは今回が最後になるかもしれないとのことですが、何かお気づきの点等ございますでしょうか。よろしいですか。特に御質問等ございますか。ございませんか。

ありがとうございます。小杉課長補佐、本当にありがとうございました。

閉 会

○森川部会長　それでは、以上で本日の議題は終了となります。委員の皆様方から何かお気づきの点等ございましたらお知らせいただけますか。何かございますか。

それでは、事務局から何かございますか。

○片山総合通信管理室長　事務局からは特にございません。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、また事務局から御連絡いただけるとのことでございます。

それでは、以上で閉会といたします。お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。